

松山城東病院訪問介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団慈生会(以下「事業者」という)が開設する松山城東病院訪問介護事業所(以下「事業所」という)が行う介護予防型訪問サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要支援又は基準該当者状態にある者に対し、適正な介護予防型訪問サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援状態の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|-----------------------|
| 一.名 称 | 松山城東病院訪問介護事業所 |
| 二.所在地 | 愛媛県松山市松末2丁目 19 番 36 号 |

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| 一.管理者 | 介護福祉士 1名(サービス提供責任者等兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護予防型訪問サービスの提供に当たるものとする。 |
| 二.サービス提供責任者 | 介護福祉士 2 名、(常勤 2 名)
サービス提供責任者は、事業所に対する介護予防型訪問サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防型訪問サービス計画の作成等を行う。 |
| 三.訪問介護員等 | 9 名
訪問介護員等は、介護予防型訪問サービスの提供に当たる。 |

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|--|
| 一.営業日 | 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)地方祭(10月7日)を除く。 |
| 二.営業時間 | 平日 8時30分から17時までとする。
土曜 8時30分から12時30分までとする。 |
| 三.電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。 | |

(介護予防型訪問サービスの内容及び利用料)

第6条 介護予防型訪問サービスの内容は次のとおりとし、介護予防型訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、松山市の要綱で定めた額とし、当該介護予防型訪問サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合に応じた額とする。

一.身体介護

二.生活援助

三.キャンセル料 1,000 円(包括報酬の場合を除く)

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、介護予防型訪問サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を構ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 松山市(旧北条市、島嶼部は除く)とする。

(相談・苦情対応)

第9条 利用者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、介護予防型訪問サービスに関する利用者の要望・苦情に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第10条 1.事業所は、利用者に対する介護予防型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2.事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
3.事業所は、利用者に対する介護予防型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置)

第11条 一.事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。
1.虐待の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
2.虐待の防止のための指針を整備する。
3.従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
4.前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

二.事業者はサービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(事業継続に向けた取り組みについて)

第12条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続に実施するための体制及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(事業継続計画)を策定し、当該業務継続に従って必要な措置を講じます。

(その他運営についての留意事項)

第12条 1.事業者は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一.採用時研修 採用後 1か月以内

二.継続研修 年 12 回

2.職員は、退職後も業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3.職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4.この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、 平成 27 年 4 月 1 日改正(職員数変更)
 平成 28 年 4 月 1 日改正(職員数変更・文言訂正)
 平成 29 年 4 月 1 日改正(職員数変更)
 平成 30 年 2 月 1 日改正(職員数変更・文言訂正)
 平成 30 年 10 月 1 日改正(職員数変更)
 平成 31 年 4 月 1 日改正(職員数変更)
 令和 3 年 9 月 16 日改正(職員変更)
 令和 4 年 8 月 16 日改正(職員変更)
 令和 5 年 1 月 1 日改正(職員変更)
 令和 5 年 9 月 20 日(虐待の防止について)
 令和 6 年 3 月 1 日改正(業務継続計画の策定について)
 令和 6 年 3 月 8 日改正(職員変更)
 令和 6 年 6 月 30 日改正(職員変更)